

[事案 14-13] 特約保険料返還請求

- ・平成 15 年 3 月 17 日 裁定申立書受理
- ・平成 15 年 5 月 26 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

以下の理由から特約保険料の全額返還を求める。

昭和 59 年の保険契約申込時、営業員から特約についての説明がなく、特約の付加について申立人の意思を確かめず、最初から付加して契約したのは詐欺である。

契約申込時から特約保険料は掛け捨てとは知らずに掛け続けたが、掛け捨てと知っていたら特約は付加しなかった。

利益配当金が他の保険会社に比べて少ない。

< 保険会社側の主張 >

営業員は特約を含め契約内容の説明を行い、契約者が特約を含む契約の申込書に自署押印している。特約付加が記載されている保険証券、毎年の契約内容の通知に対し、約 18 年間申出はなかった。他社の支払明細について、保険種類や保険金額、払込回数等によって解約返戻金が異なるので比較は相当ではない。申出には応じられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、申立人に対し特約保険料返還の根拠につき文書にて明示を求めたが、申立人から提出がなく、文書に代わる電話での申出内容の確認書等を基に申立人の主張を善解し判断した。

申立人の 3 つの主張が特約保険料の返還を求める理由とはならないことは明らかである。

詐欺による取消し（民法 96 条）の主張は、特約の付加につき明記された申込書に申立人が署名捺印、第一回保険料充当金領収書・保険証券にも特約が明記、毎年の契約内容のお知らせにも特約が明記されているにもかかわらず、18 年間異議の申出がなされていないことなどを総合考慮し、認められない。掛け捨てとは思っていなかったとしても、特約を無効にするほど重要な錯誤（民法 95 条）と解することはできない。

以上のとおり、申立には理由がないので、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。